

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和元年度決算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和元年度湧別町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	72,599千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	761,863千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	308,025	225,159	1,215	16,798	64,853
	老人福祉費	11,961	0	1,646	2,122	8,193
	児童措置費	122,983	85,233	589	7,645	29,516
	母子福祉費	4,755	844	48	795	3,068
	小計	447,724	311,236	3,498	27,360	105,630
社会保険	社会福祉総務費	65,160	48,870	0	3,351	12,939
	介護事業費	158,316	6,198	0	31,295	120,823
	後期高齢者医療費	43,289	32,467	0	2,226	8,596
	小計	266,765	87,535	0	36,872	142,358
保健衛生	予防費	47,374	273	6,432	8,367	32,302
	小計	47,374	273	6,432	8,367	32,302
合計		761,863	399,044	9,930	72,599	280,290

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。